

「RE-KOBEスペシャリスト選定事業」質問回答

	質問	回答
1	募集要領の「7. 応募手続き等」内の「(1) -③スペシャリストを紹介する動画」で「英語で案内できる場合は、本動画において英語で話すこと」とありますが、この場合は英語でのみ提出動画を作成し、日本語では不要という認識で間違いないでしょうか。	ご認識の通り、英語のみで問題ございません。
2	同じ項目内の「④実施体制図」で、「参考動画を提出する」とありますが、ご確認いただけるURLがない場合、提出方法はDVD-Rを3部、③と別に提出ということでしょうか。	郵送でご提出いただく場合は、DVD-Rで3部お願いいたします。大容量データが送受信できる方法でのデータ提出でも問題ございません。
3	委託仕様書の中の「3- (3) 動画制作業務」において、PR動画にモデルの出演は必須でしょうか。	ランドオペレーター等がその動画を見て、乗船客がどのような体験ができるのかイメージできることが重要であるため、モデルが体験する様子が入った動画が好ましく、モデルの出演は原則必要です。紹介する内容や、動画の構成等の工夫により、モデルがいなくても十分にその魅力や内容が伝わる動画の場合は、動画撮影前の事前打ち合わせにてご相談ください。
4	また動画の構成や編集に関するお打合せは、状況によりオンラインの実施でも問題ないでしょうか。	状況により、オンラインでの打ち合わせも想定しています。